

会 議 録

会 議 名	丸亀市地域密着型サービス運営委員会
開催日時	令和5年10月19日(木) 午後2時00分～午後2時57分
開催場所	丸亀市役所 2階 201会議室
出席者	<p><出席委員> 会長) 黒木 ひとみ、副会長) 進 和彦、岸本 裕司、本川 佳代子 小野 雪絵、星川 美知子</p> <p><欠席委員> 今田 律子、武田 龍広、近石 恵三、森 健太郎</p>
傍聴者	なし
議 題	1 地域密着型サービス事業所の指定について 2 地域密着型サービス事業所の更新について 3 地域密着型サービス事業所の休止について
発言者	議事の概要及び発言の要旨
事務局 会長 事務局	<p style="text-align: center;">— 開会・午後2時00分 —</p> <p>ただ今より、地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。 本日はお忙しい中、本会にご出席いただき誠にありがとうございます。 それでは、委員会の開催にあたりまして、黒木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(会長 挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これ以降、議事に移ることとなりますが、議事に入ります前に、事務的なことを確認させていただきます。</p> <p>まず、本委員会は事業所の新規指定申請及び指定更新申請の申請書及び付表を協議の資料といたしますので、個人情報が含まれる場合には、会議を非公開とすることがあります。そして個人情報等の取扱につきましては、十分注意していただきたいことを申し上げます。</p> <p>また、地域密着型サービス運営委員会の議事録につきましては、丸亀市のホームページに公表するようになっております。公表の仕方については、発言された委員のお名前についても公表しております。</p> <p>議事録の確認につきましては、従来と同様に委員の方全員に見ていただくのではなく、会長・副会長をお願いしております。</p>

事務局	<p>では、ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定により会長が議長となることになっておりますので、黒木会長にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、本日の会議におきます委員の出欠状況を確認いたします。委員総数10名のうち、出席委員6名、欠席委員4名で、丸亀市附属機関設置条例による「半数以上の出席」を満たしているため、この会議が成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事（1）「地域密着型サービス事業所の指定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料1 地域密着型サービス事業所の指定について説明】</p>
会長	<p>ただ今、『地域密着型サービス事業所の指定について』説明がありました。運営委員会で承認が得られましたら、新規に指定を行いたいと思います。</p> <p>ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。</p>
小野委員	<p>7ページの平面図に事務室の記載がないですが、ロッカー室のところは事務室になりますか。</p>
事務局	<p>7ページ⑤のPCと記載があるところが事務作業をするスペースになります。</p>
会長	<p>8ページ写真②の玄関に段差がありますが、手すりや補助の椅子などはありますか。靴を脱いで上がる動作がしやすいような配慮はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>手すりは確認出来ていませんが、段差の手前にスロープがあります。8ページ写真②の左にある畳の椅子に腰を掛けることはできます。</p>
会長	<p>畳の椅子は、9ページ写真⑦の器具ストレッチのものと同じものですか。</p>
事務局	<p>ストレッチで使用するのは9ページ写真⑦の黄緑色の器具です。畳の椅子は腰掛けたり、少し休んだりする時に使用することです。</p>
会長	<p>畳の椅子を靴の脱ぎ履きの時に使用するのは好ましくないと思います。</p> <p>玄関にスロープもありますが、スロープにはやはり縦手すりがないと滑る可能性があるため危険ではないでしょうか。私も靴を履くときは必ず手すりを持つので、広い玄関に手すりが無いのは不安です。</p>

事務局	ご指摘の通り、広い玄関ですが、手すりはありません。もう一度事業所に確認して、設置可能な場所があれば、手すりの設置を検討するよう指導していきたいと思います。
本川委員	ここは認知症の方も通われると思いますが、キッチンのガスコンロがむき出しに置いているのがとても気になります。職員数名で10名程度の利用者となると、目が行き届かない部分もありますし、注意してもすぐ忘れてしまうので、危険だと思います。
事務局	認知症の方も利用するため、やはり配慮は必要と考えます。パーテーションや間仕切りで利用者の目につきにくい設置方法を協議していきたいと思います。
会長	玄関入ってすぐに器具がありますが、これはどのような運動ができるのですか。玄関のところに設置されているので、手すりの代わりに持って上がる方もいるかもしれませんがね。この器具はここにあるべきなのでしょうか。
事務局	こちらの器具は全身運動で体幹を鍛える機能を持つものになります。 ご指摘の通り、この器具を掴んで上がろうとする方もいると推測されますので、より安全で事故が起こらないような場所に設置するよう指導していきたいと思います。
会長	トイレに関してですが、9ページの写真⑧を見ると、自走で車椅子を利用する方は少し入りにくいかと思います。間口を広げるのは難しいですね。
事務局	現地確認の際、トイレの入り口が狭いことを指摘しましたが、構造上このスペースしか取れないとのことでした。その代わりに、中を広くすることで転回しやすくなる工夫をしたようです。
会長	9ページ写真⑧のトイレ右側にL字の手すりがありますが、これはどこについているのですか。この縦手すりを持って座ることは出来るのでしょうか。
事務局	便座に座った状態で縦手すりが持てる位置に設置しています。
会長	トイレ内は広いですが、手洗い場はないですね。8ページ写真⑤の洗面所を使うことになりますか。
事務局	キッチンの右側にある洗面所を利用することになります。写真⑨脱衣室にも洗える場所があります。
会長	脱衣室の中に入って使うのですか。
事務局	訂正します。脱衣室の洗面所は職員が使用するものになります。

会長	脱衣室の洗面所は汚物を洗ったりするところですね。つまり玄関入ってきた時、食後の歯磨きをする時、トイレの後の手洗いをする時、すべて一つの洗面所で行い、10名の利用者が交代で使っていくということですね。清潔面までは求めないですが、一ヶ所しかないので混み合いそうです。
本川委員	写真⑥にある歩行訓練のための手すりと隣の器具の距離が近いので、理学療法士が横でサポートできるスペースがありません。安全に使用するためのスペースが十分ないと、怪我の原因になると思います。
事務局	器具同士のスペース確保と設置場所についてはより安全に配慮した形になるよう、検討していきたいと思います。
会長	写真⑨ですが、浴室の入り口には段差があるのですか。跨ぐようになっているのでしょうか。
事務局	浴室設置工事で排水を床下に通したため、床が上がり段差が出来ています。今後入り口右側に縦手すりや段差解消のためにステップ台を設置する予定です。
会長	跨いで浴室に入ると一段低くなっているのですか。
事務局	浴室自体が高くなっており、上にあがって入るようになります。
会長	浴槽の中にも一段か二段段差がありますか。
事務局	はい。浴槽の中は腰が掛けれるような段が一段ありました。
会長	つまり鏡側からは入りにくいので、洗身後、後ろの縦手すりをもちながら浴槽に入るということですね。小野委員入りやすいと思いますか。
小野委員	介助する側も介助される側も動線的に難しそうですね。鏡側の壁に持って移動出来るような手すりがあれば浴槽に入りやすいのではないのでしょうか。
会長	鏡側に縦手すりはありますが、浴槽に段があるので入りにくいですね。
小野委員	そうですね。段に腰を掛けた時に左側の壁に手すりがあると浴槽から出やすいと思います。
会長	左麻痺の方、右麻痺の方、様々な方がいるので両側に縦手すりがあると便利だと思います。浴槽の中の段については利用者の身体状況によっても変わってくると思いますので、介助する人が工夫して使っていただけたらと思います。

小野委員	先ほどの洗面所の話に戻りますが、この洗面所は車いすの方が使いにくいと思います。それと、やはり混み合うと次のサービスに移行するのに時間がかかるため、トイレから出て近くの場合に設置可能であればより良くなると思います。
会長	写真⑩の廊下についてですが、ここに段がありますよね。一番左側は自分で段を降りる所、真ん中は車椅子用のスロープを置いている所、右側は短いスロープを置いている所、と3つに分けており危険な状況だと思いました。動きから考えると、段差がある所は体をぐっと持ち上げられるように縦手すり、短いスロープの所に長い横手すりがあった方が歩きやすいのではと思いました。手すりは固定しているので、スロープを左側に移動させると良いと思います。そもそもなぜここに段差を作ったのでしょうか。
小野委員	機能訓練のためにあえて作ったのだと思いますが、おそらくつまずいて転倒する人もいます。すべてスロープにした方が良いと考えます。
事務局	現地確認の際も、段差が危険であると指摘しましたが、段差を跨ぐことを機能訓練の一環として考えているということでした。
小野委員	小さいスロープを左側に移動させたら良いと思います。
事務局	ご意見をお伝えした上で、より安全な利用方法について検討し運営していただくよう指導いたします。
会長	写真⑫静養室のベッドですが、一ヶ所が壁で、三ヶ所手すりで囲まれている形になると身体拘束に値する可能性があります。誤解を招かないよう、十分に配慮していただければと思います。
会長	写真④ですが、浴室の入口にドアはありますか。
事務局	はい、引き戸があります。
会長	台所・洗面所付近にはパソコンや事務関係の書類を置いたりとすると思います。個人情報取り扱いに十分注意していただき、コンセント等の配線もありますので、利用者に怪我がないよう環境整備していただければと思います。他に何かありますか。
岸本委員	写真⑩をみると、トイレに行く度に段差を跨ぐことになるので危険だと思いました。
事務局	以前のテナントをそのまま利用しているので、段差も残っています。
会長	今は運営していませんが、何年前に同じ場所で指定した事業所をそのまま利用されているということですよ。

事務局	基本的にテナントをそのまま利用していますが、今回トイレを広くする工事と、お風呂を新設する工事は行ったようです。
会長	お昼ご飯はお弁当ですか。
事務局	お弁当の配食サービスを利用し、ご飯は事業所で炊いて準備します。
会長	理学療法士が2名おり、利用者も10名程度ということで、関係が築きやすく、通いやすい事業所になるのではないかと大いに期待しております。
会長	他にご質問等なければ、「ライフサポーターいしかわ丸亀」の指定を承認いたしたいと思いますがよろしいでしょうか。
	(委員承認)
会長	それでは議事(2)に移ります。「地域密着型サービス事業所の指定更新について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料2 地域密着型サービス事業所の指定更新について説明】
会長	ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。
会長	セントケア丸亀城坤について運営推進会議は年に何回の開催ですか。
事務局	年に6回開催しております。
会長	地域の方やご家族の方から改善して欲しい点やご意見など、この場で教えていただくことは可能ですか。
事務局	民生委員、利用者のご家族、婦人会の方など様々な方に出席いただいておりますが、要望等はお聞きしたことはございません。
会長	ありがとうございます。セントケア丸亀城坤は小規模多機能型居宅介護ということで、市内でも数少ない施設の種類になりますので、今後とも良いサービスを提供していただけたらと思います。
	ただ今の説明については、すでに更新を行っておりますので、報告ということになります。
会長	続きまして、次第には記載しておりませんが、追加で議事(3)として『地域密着型サービス事業所の休止』について議事を進めたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

	<p>【資料3 地域密着型サービス事業所の休止について説明】</p>
会長	<p>ただ今、『地域密着型サービス事業所の休止について』の説明がありました。10月1日から休止しているデイサービス事業所についての報告ですが、何かご質問等ございますか。</p>
会長	<p>なでしこ丸亀は以前も同様の理由で休止されていたかと思いますが、休止期間はいつになりますか。</p>
事務局	<p>前回は令和4年11月1日から休止しており、令和5年5月1日から職員が確保できたことにより再開しておりました。</p>
会長	<p>人員確保はなかなか難しいですが、職員が長く勤められるよう対策を考えてほしいです。利用者のためにも、早めの再開を願います。</p> <p>それでは本日の予定はすべて終了いたしました。</p> <p>閉会したいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p>それでは運営委員会を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。</p>